

平成30年11月5日小矢部市農業委員会総会議事録

- 1 日 時 平成30年11月5日(月)
13時56分～14時58分
- 2 場 所 小矢部市役所 特別会議室(2階)
- 3 議 事 議案第24号 農地法第3条の規定による許可申請について 1件
議案第25号 農地法第5条の規定による許可申請について 4件
議案第26号 農用地利用集積計画の制定について
- 4 協議事項 なし
- 5 報告事項 1) 農地法第3条の3第1項の規定による届出
2) 業務報告・予定
3) その他

出席委員 19名

1番	高田法定	11番	荒木貞道
2番	宇川傳治	12番	日光善治
3番	中島一朗	13番	三輪和雄
4番	古村正夫	14番	大谷文男
5番	山崎和英	15番	西尾信秋
6番	田悟敏子	16番	島倉博
7番	中村重樹	17番	水上俊秀
8番	和田俊信	18番	杉森清弘
10番	高藤孝一	19番	吉江秀一
		20番	前田真一郎

欠席委員 9番 青島由弘

平成30年11月5日農業委員会総会議事録

発 言 者	発 言 事 項
事務局	<p>皆さま、お疲れ様です。本日、事務局次長が他の会合と重なったため、欠席でございます。よろしくお願い致します。</p>
会長	<p>皆さん、ご苦勞様でございます。時間前ではございますが、予定をしていた皆さんがお集まりですので、始めさせていただきたいと思えます。本当に良いお天気で、農作業もできたと思えますが、皆さん、こうしてお集まりいただき本当にありがとうございます。そして、1人当たり15筆といった今回の農地パトロールを実施していただき、本当にありがとうございました。</p>
会長	<p>それでは、ただいまから小矢部市農業委員会11月総会を開催いたします。ただいまの出席委員は19名で定足数に達しておりますので、総会は成立しております。欠席委員は、青島委員さんとなっております。本日の議事録署名委員を指名いたします。14番の大谷委員さん、15番の西尾委員さんをお願いいたします。それでは、本日の付議議案を申し上げます。</p> <p>○議案第24号 「農地法第3条の規定による許可申請について」 計1件</p> <p>○議案第25号 「農地法第5条の規定による許可申請について」 計4件</p> <p>○議案第26号 「農用地利用集積計画の制定について」</p> <p>以上、3件の付議議案となっております。それでは議案第24号「農地法第3条の規定による許可申請について」、事務局より説明させていただきます。よろしくお願いいたします。</p>
事務局	<p>議案第24号「農地法第3条の規定による許可申請について」ご説明します。議案書1ページをご覧ください。</p> <p>受付番号12番は1筆で、面積が2,921㎡であり、売買により所有権移転を行おうとするものです。譲受人が〇〇さん、譲渡人は〇〇さんです。位置図については、1ページと2ページをご覧ください。</p> <p>農地法第3条第2項各号には許可できない場合が掲げられていま</p>

	<p>すが、そのいずれの条項にも該当しないため、許可条件を満たしているものであります。以上です。</p>
会長	<p>それでは、受付番号12番について、〇〇番の〇〇地区、〇〇委員さんより調査報告をお願いいたします。</p>
〇〇委員	<p>皆さん、どうもご苦労様でございます。譲受人は〇〇の〇〇さん、譲渡人は〇〇の〇〇さんです。売買での所有権移転で、申請地は〇〇の面積が 2,921 m²であります。この〇〇さんは〇〇に田んぼを2枚売っておりますので、また新たに1枚を買いたいということで、この〇〇地内の申請地を買われたということになります。位置図の1ページ目をご覧ください。この申請地の上にある4枚は〇〇さんの土地であります。隣にありますので、こちらを買われました。〇〇さんと〇〇さんの奥様が同級生で、去年まで〇〇さんは〇〇にお住まいでしたが、〇〇に転居され、田んぼもできないということでお話がまとまりました。〇〇さんの息子さんも遠方で会社員をされていましたが、こちらに帰って来られるそうで、田んぼもできるということですので、今回の申請地を購入されました。以上です。よろしくお願い致します。</p>
会長	<p>ありがとうございました。それでは、ただいまの件について、何かご質問等はございませんか。</p>
会長	<p>無いようですので、この件についてはよろしいですか。それでは「異議なし」として議案第24号については「承認」としてよろしいですか。</p>
全委員	<p>異議なし。</p>
会長	<p>それでは「異議なし」として、議案第24号について「承認」といたします。続いて、議案第25号「農地法第5条の規定による許可申請について」、事務局より説明していただきます。</p>
事務局	<p>議案第25号「農地法第5条の規定による許可申請について」、ご説明します。議案書2ページをご覧ください。</p> <p>受付番号33番は、賃貸借権の設定ということで、賃借人が〇〇さん、賃貸人が〇〇さん、他5名です。4筆ありまして、合計面積が1</p>

	<p>8,768 m²で、砂利採取のための一時転用を行おうとするものです。位置図は3ページから6ページをご覧ください。</p> <p>この申請は、農地法の運用通知で規定された許可基準に合致しておりますので、転用することが可能です。以上です。</p>
会長	<p>それでは、〇〇番の〇〇地区、〇〇委員さんより、調査報告をお願いします。</p>
〇〇委員	<p>賃借人が〇〇さん、賃貸人が〇〇さん、他5名です。申請理由は砂利採取で、現地を確認して参りました。用排水についても特に問題なく作業ができそうです。同意書等もすべて揃っておりましたので、特に問題は無いと思います。よろしくお願ひ致します。以上です。</p>
会長	<p>ありがとうございました。それでは、受付番号33番について、ご質問等はございませんか。</p>
会長	<p>無いようですので、次に受付番号34番について、事務局より説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>受付番号34番は、譲受人が〇〇さん、譲渡人が〇〇さんで、成年後見人が〇〇です。面積が210 m²で、倉庫敷地への転用を行おうとするものです。位置図については、7ページから9ページをご覧ください。</p> <p>この申請は、農地法の運用通知で規定された許可基準に合致しておりますので、転用することが可能です。以上です。</p>
会長	<p>それでは、受付番号34番について、〇〇番の〇〇地区、〇〇委員さんより、調査報告をいたします。</p>
〇〇委員	<p>それでは、34番の調査報告をいたします。譲受人は〇〇の〇〇さん、譲渡人は〇〇の〇〇さんです。そして、成年後見人である〇〇さんです。お話を聞いてきたところ、〇〇さんは現在施設に入っておられて、この後見人の〇〇さんは甥っ子さんだそうです。申請地は〇〇で、210 m²です。位置図の7ページから9ページをご覧ください。ここは〇〇の〇〇の斜め後の方になります。7月の総会にもこの方の申請が上がっていました。その時の申請地の〇〇の隣が今回の申請地に</p>

	<p>なります。申請理由は、〇〇さんが倉庫を建設したいということで、たまたま隣の〇〇さんが土地を売りたいというお話があったので、〇〇さんが土地を買われました。〇〇は駐車場として申請が上がっていましたが、その一部と今回の申請地に倉庫を建設したいということでした。この申請地は今まで人に貸して、ずっと畑として利用されてきました。〇〇さんの境界にコンクリートで擁壁をして、用水、それから隣接地に土砂等が入らないようにするということでした。敷地の雨水は、東側の用水路に流すということです。農道もアスファルトで舗装されていますし、用水も三方がコンクリートになっていて、特に問題は無いように思います。生産組合長さんや隣接者の同意書もありますので、よろしくお願ひします。</p>
会長	<p>ありがとうございました。ただいまの件について、ご質問等はありませんか。</p>
会長	<p>質問が無いようですので、次に受付番号35番について、事務局より説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>受付番号35番は、譲受人が〇〇さん、譲渡人が成年被後見人〇〇さん、成年後見人〇〇さんです。面積が3,464㎡で、太陽光発電敷地への転用を行おうとするものです。富山県には事前に資料一式を送付しており確認を取っております。位置図については、10ページから12ページをご覧ください。</p> <p>この申請は、農地法の運用通知で規定された許可基準に合致しておりますので、転用することが可能です。以上です。</p>
会長	<p>それでは、〇〇番の〇〇地区、〇〇委員さんより受付番号35番について、調査報告をお願いいたします。</p>
〇〇委員	<p>それでは、報告させていただきます。まず、申請地は〇〇で、位置図の10ページをご覧ください。場所は〇〇の近くの道縁になります。譲渡人は〇〇さん、譲受人は〇〇さんです。お話は成年後見人の〇〇さんに伺ってきました。譲受人の〇〇さんは、最近電気に興味があって、世間一般では原発で電気ができないというようなお話もあって、ご自分でもエネルギーを開発することに携わってみたいということで、近所で土地を探されていましたが、なかなか良い所が無かったそうです。今回の申請地は、以前はハウス栽培もされていたみたいです。</p>

	<p>が、現在は人手不足でできないということで、今回〇〇さんがそこへ太陽光発電の施設を造りたいということでございます。周りに用水はありますが、ソーラーパネルの下は砕石等をひいて、周囲には影響を与えないということでした。あとは、自治会長の同意と発電事業者による経済産業省からの認定書も添付されているので、問題はないかと思えます。よろしくお願ひします。以上です。</p>
会長	<p>ただいまの件について、何かご質問等はございませんか。</p>
会長	<p>こちらの譲受人は会社員ですよね。何か他の仕事をしておられる方ですか。</p>
〇〇委員	<p>私から少し説明します。詳しい事情は確認していませんが、契約先とか、ひとつの事業を始めるに当たって、本人さんも関連の方とご相談されているみたいです。関連の会社の方の確認は取れませんでした。電気事業主は大丈夫ですということでした。</p>
会長	<p>どこか他にやっているとかそういうことは。</p>
〇〇委員	<p>ないです。</p>
事務局	<p>行政書士さんに確認しましたら、この申請者は電気工事の関係の仕事をしており、太陽光発電に詳しい方だということでした。</p>
〇〇委員	<p>通産省というか、電気事業主に委託されて、許可証も貰っておられて、採算は合うということでした。</p>
会長	<p>わかりました。</p>
〇〇委員	<p>住所は〇〇のどのあたりですか。</p>
〇〇委員	<p>譲受人の住所、〇〇は〇〇の横の団地の中になります。申請地は〇〇の近くです。</p>
会長	<p>他に無いようですので、次に受付番号36番について、事務局より説明をお願いいたします。</p>

事務局	<p>受付番号36番は、譲受人が〇〇さん、譲渡人が〇〇さんです。3筆あり、合計面積が94㎡で、住宅敷地への転用を行おうとするものです。位置図については、13ページから16ページをご覧ください。</p> <p>この申請は、農地法の運用通知で規定された許可基準に合致しておりますので、転用することが可能です。以上です。</p>
会長	<p>では、受付番号36番について、〇〇番の〇〇地区、〇〇委員さんより、調査報告をいたします。よろしく申し上げます。</p>
〇〇委員	<p>それでは説明させていただきます。この土地は少し複雑ですが、状況だけ先に説明させてください。位置図の14ページをご覧ください。この申請地の地主さんが、〇〇さんです。この辺の宅地と田んぼを所有していますが、1人暮らしをされていて、現在は施設に入っておられます。もうご自分で周辺の維持ができないということで、宅地と田んぼを合わせて売っていくという対応をされている所でございます。譲渡人は〇〇さん、譲受人は〇〇さんです。申請地は〇〇の〇〇と〇〇、〇〇の3筆で94㎡になります。譲受人の〇〇さんにお話を聞いて参りました。〇〇さんは〇〇の共同住宅にお住まいですが、壁が薄くて、お子さんが小さいので、声などがうるさくて周りに迷惑をかけるのではということで、住宅を建てたいとのことでした。ちなみにお父さん、お母さんも隣の市町村にお住まいということで、ここが良いと申請されました。こちらの関連の土地改良区、区長さんの方からも同意書が出ておりますので、よろしく申し上げます。あと、もう一つ補足をしますが、〇〇さんが施設に入っておられるということで、今後この辺が分筆されて売られるというようなことも聞いております。以上です。</p>
会長	<p>ただいまの件について、何かご質問等はございませんか。</p>
〇〇委員	<p>こちらは道路拡張の時にかかりますか。</p>
〇〇委員	<p>かからないです。道路の境目です。〇〇さんの体の具合が悪くて、施設に入られたので、住宅も全て取り壊されて、今は更地になっています。地目は宅地です。道路拡張ではなく、ご自分が農地や宅地の維持ができない為、壊されました。</p>

〇〇委員	<p>ちょっといいですか。冒頭にありました、33番ですが、私はまったく異存はございません。ただ、通常の砂利採取のケースは、当然大型車両が出入りするの、搬入搬出の道路の資料が位置図の中に入っていたのではないかなと思います。たまたま、私もこの近くに勤務している関係上、この近くをご高齢の方がお散歩されたり、自転車に乗られたりされています。今回の資料の中には、トラックの搬入等の資料が入っていません。この敷地の周りには大きい道路があるわけではないので、そこら辺がちょっと気になりました。この場合には直接関係ないのかもしれませんが、以前はそういった道路関係の資料も添付されていたので、そういった所はどのように確認されているのか、状況等を教えていただければと思います。</p>
事務局	<p>砂利採取の場合は、以前は運搬経路を位置図に入れておりましたが、必要最低限の書類ということで、精査させていただいております。搬入路については、少し見にくいのですが、位置図の5ページのこの青い部分が搬入路になっています。この搬入路の近くに洗車場を設けるとのことです。こちらの図面で確認いただきたいと思います。運搬経路については省略させていただいております。</p>
会長	<p>それは、今回ここには出ていないけれど、事務局にはあるということですか。</p>
事務局	<p>運搬経路については、事務局でございます。</p>
〇〇委員	<p>道路から〇〇さんの家に入る所に洗車場があるのですか。</p>
事務局	<p>〇〇で搬入路の隣にあります。</p>
〇〇委員	<p>トラックはどの道を通られる予定ですか。</p>
事務局	<p>この横の道から県道〇〇号に出るものです。</p>
〇〇委員	<p>横の道は上下どちらに行くのでしょうか。</p>
会長	<p>これはずっと続きでやっているのでしょうか。</p>

事務局	このあたりで採取を行っております。
会長	そしたら、この辺で通る道はだいたい決まっていますよね。
〇〇委員	少し場所が違います。お宮さんの横ではないです。地元の方には機会があれば、また言っておきます。
〇〇委員	この申請について、町内会長さんや隣接者の同意は出ていますか。
事務局	自治会長、隣接者、農業生産組合長の同意は出ております。
〇〇委員	それなら問題は無いですね。以前の会合でこんな分厚い資料はいらないだろうということでしたよね。
〇〇委員	書類上はこれで良いとは思いますが、この近くには高齢者の方がたくさんいらっしゃるの、また業者さんにも十分気を付けていただければと思います。
会長	〇〇委員からもまた周知をしてもらおうということで、よろしいでしょうか。
〇〇委員	はい。
〇〇委員	この〇〇さんは現在おられますか。
事務局	〇〇さんは亡くなられており、譲渡人は相続人ということになっています。
会長	以上で無いようですので、「異議なし」として議案第25号については「承認」としてよろしいですか。
全委員	異議なし。
会長	それでは「異議なし」として、議案第25号については「承認」といたします。続いて、議案第26号の「農用地利用計画集積計画の制定について」事務局より説明をしていただきます。

事務局	<p>議案第26号の「農用地利用集積計画の制定について」ご説明いたします。内訳につきましては、4ページの利用権設定集計にありますように、</p> <p>「10年以上」の利用権設定が3件で、面積が31,343㎡であり、新規が3件となっております。</p> <p>「6年以上10年未満」、「3年以上6年未満」、「1年以上3年未満」は、ありません。</p> <p>申請の内容は5ページに記載の通りです。これについては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えております。併せて、別紙をご用意しております、富山県農林水産公社からの配分先一覧をご覧ください。こちらに中間管理機構からどなたに配分されるかが記載されておりますので、ご確認いただければと思います。以上です。</p>
会長	<p>それでは、ただいまの件についてですが、ご質問等はございませんか。</p>
会長	<p>無いようですので、「異議なし」として議案第26号については「承認」としてよろしいですか。</p>
全委員	<p>異議なし。</p>
会長	<p>それでは「異議なし」として、議案26号については「承認」といたします。</p> <p>これで、付議議案はすべて終了しました。</p> <p>協議事項はありません。次に、報告事項について事務局より説明していただきます。</p>
事務局	<p>報告事項説明</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 農地法第3条の3第1項の規定による届出 2) 業務報告・予定 3) その他連絡事項
会長	<p>それでは、ただいまの件について、何かご質問等はございませんか。</p>

<p>会長</p>	<p>無いようですので、本日の案件については全て終了いたしました。これにて総会を閉会したいと思います。閉会の挨拶を職務代理よりお願いしたいと思います。先日、農業委員会会長等特別研修会に職務代理に行っていました。その感想等も含めまして、閉会の挨拶をお願いいたします。</p>
<p>職務代理</p>	<p>皆さん、長時間の審議、ありがとうございました。会長の代理で新潟県阿賀野市の方へ視察研修に行ってきました。現状は、3反以上の田んぼが9.5%ほどしかなく、小さい1反から2反ほどの田んぼを、これから圃場整備をするという状態でした。高齢者が多く、この後、担い手がどうなるのかという話で、皆さん、大変苦勞しておられました。また、組織があまりなく、営農組合のような組織が4つほどあるそうです。それもお互いで話合って、農地の集積を農協が中に入ろうとしています。なかなか農地を預かっている人同士で話をしても、地権者があそこへ持っていくからダメだとか言われて、いろいろむずかしいようで、上手くいかないというような話をしておられました。阿賀野市には8つの地区があって、小矢部と違って、それぞれの地区の農業委員の下に推進委員が何人かおられて運営している組織でした。2日目はネズミやクマ等の捕獲檻を作っている会社に視察に行きました。先ほど事務局にパンフレットをお渡ししました。従業員はほとんど女性で、大きい会社ではないのですが、檻を作っている会社は全国でもあまりないとのこと。ホームセンターとかに売っているそうですが、皆さんモグラ捕りの檻を3個から4個買っておられました。檻の取扱の説明もですが、どうすれば檻に誘導できるかの説明文も付けて販売しているそうです。動物によって、色々な檻があるらしいです。また、懇親会で県の会長さん達のお話を聞いていますと、農地パトロールをされている所はあまりないようでした。富山ではこれからどうしていけば良いかなというような事務局のお話もありました。小矢部市はまじめにやっているんだなと思いました。また、よろしくお願ひします。本日は、ご苦勞様でございました。</p>
<p>— 11月総会終了 —</p>	

上記の通り、総会の議事録を確認する。
なお、会長は議事録署名委員と共に署名をする。

平成 30 年 11 月 5 日

会長 高 田 法 定

議事録署名委員 1 4 番 大 谷 文 男

1 5 番 西 尾 信 秋